

平成 22 (2010) 年 1 月 15 日

神戸労災病院 院長 石川 齊 先生

発信者：〒661-0012 尼崎市南塚口町 1-21-23 石川方
兵庫県喫煙問題研究会 会長 (医師) 大島秀夫
連絡先；副会長 (医師) 菌潤 (そのじゅん) 090-3056-2232

神戸労災病院の可及的早期の敷地内完全禁煙化を求める要望書

謹啓、突然、このような要望書を差し上げる失礼をお許し下さい。

兵庫県喫煙問題研究会 (本会と略) は、タバコの害から人々を守るために県内で活動する市民団体で、約 200 人の会員中には、医療関係者・弁護士も含まれます。詳細は <http://notabako.hp.infoseek.co.jp/> をご覧下さい。

さて、昨年 11 月貴院の夜間救急入口付近の喫煙所にて、添付写真の光景を目撃しましたので、以下の問題点を指摘し、標記の要望をさせていただきます。

- ① 貴院では、喫煙をマナーの問題としてのみ捉えられ、患者・家族・職員に対して、療養に絶対必要な禁煙治療・指導が行なわれていないこと、
- ② 子供を喫煙所に連れ込み、受動喫煙に曝露させる喫煙者がいること、
- ③ 喫煙所を共同利用する職員は、悪いロール・モデルであり、喫煙患者は医療関係者の喫煙を見て、喫煙継続の合理化を行なうであろうこと、
- ④ 新型インフルエンザ疑い患者の待合室としても使用され、その際には「喫煙は極力控えていただきますよう」との要請がされている。しかし、屋外にあるとは言え、喫煙所内はタバコのヤニの悪臭が立ち込めており、喘息発作等を誘発し易い悪環境であり、病人は勿論、病人でない人 (家族等) の待合室としても極めて不適切であること、
- ⑤ 喫煙所が満員ではないにも係わらず、喫煙所外で躊躇して喫煙する患者も散見されること。

貴院は、独立行政法人化されたとは言え、もとは厚労省直轄の病院であり、地域の中核的病院として、高度な医療を提供される使命があります。貴院の理念にも「専門職としての社会的責任を遂行する」と書かれています。病院に喫煙所があるということは、地域に対しても間違った情報を発信し続けていることとなります。病院には、喫煙者の多くを早世に至らしめるニコチン依存症という疾患の治療の場となるべき社会的使命があります。病院が喫煙を容認し、

提供した喫煙場所がニコチン依存症患者の巣窟となっている現状は、看過できません。禁煙治療の健康保険適用絶対条件の一つが、病院が敷地内禁煙であることです。換言すれば、貴院の患者さんは、病院が敷地内禁煙でないために、貴院では禁煙治療の保険適応が受けられず、自費診療になるということです。

「病院を敷地内禁煙（スモーク・フリー）にすれば、かくれタバコや近隣の迷惑が増加する」との懸念に対しては、タバコ・フリーの病院、即ち病院にタバコやライターの持込を許さない原則を入院案内や病院のホームページなどに明記し、徹底していただくことをお願いします。これを職員にも徹底させてください。そして、是非とも院内に禁煙治療・禁煙サポート体制を確立して下さい。必要でしたら、本研究会のメンバーが、喜んでノウハウの提供など、お手伝いさせていただきますので、お知らせ下さい。なお、関西労災病院の奥謙院長先生にも同様の要望を行い、昨年から同院は敷地内禁煙を実施されていますことを申し添えます。

ご多忙中恐縮ですが、本年2月15日までに、文書でのご回答を本会事務所まで頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。 敬具

【参考資料】

* 1 健康増進法（平成15年5月1日施行）

第五章 第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

* 2 たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（FCTC 2005年2月27日発効）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html （外務省HP）

第八条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。